

コンビニ交付の拡充及び手数料の減額について

1 目的

現在、コンビニエンスストア及び庁舎 1 階証明書交付機で取得できる証明書（以下「コンビニ交付」という。）は、住民票の写し、印鑑登録証明書の 2 種類となっている。令和 9 年 1 月から新たに税証明書、戸籍証明書のコンビニ交付を開始し、区民の利便性の向上を図る。あわせて、期間限定でコンビニ交付手数料の減額を実施し広く周知を行うことで、更なる利用の促進や窓口の混雑緩和を図る。

2 コンビニ交付拡充の概要

（１）拡充時期 令和 9 年 1 月 1 3 日

（２）拡充する証明書及び手数料

新たにコンビニ交付が可能となる証明書は下表のとおり。

証明書の種類・名称		手数料	
		窓口	コンビニ交付
税証明書	納税証明書	3 0 0 円	<u>1 5 0 円</u>
	課税証明書		
戸籍証明書	戸籍の附票の写し	4 5 0 円	<u>3 0 0 円</u>
	戸籍全部事項証明書		
	戸籍個人事項証明書		

（３）コンビニ交付の利用可能時間

① 税証明書 午前 6 時 3 0 分から午後 1 1 時まで

② 戸籍証明書 午前 9 時から午後 5 時まで（平日のみ）

※ 年末年始等のメンテナンス日を除く。

※ 庁舎 1 階証明書交付機の利用は開庁時間中に限る。

3 期間限定の手数料の減額

窓口混雑緩和対策として、令和9年1月から12月までコンビニ交付の手数料を減額し、更なる利用促進につなげる。手数料は、台東区発足80周年記念の一環として80円に減額する。対象となる証明書及び手数料は下表のとおり。

証明書		手数料			
		窓口	コンビニ交付		
			通常	８０周年記念 (令和９年１～１２月)	
今回拡充 (令和９年１月～)	納税証明書	３００円	１５０円	８０円	
	課税証明書				
	戸籍の附票の写し				
	戸籍全部事項証明書	４５０円	３００円		
	戸籍個人事項証明書				
既存	住民票の写し	３００円	１５０円		
	印鑑登録証明書				

4 今後の予定

令和8年12月	広報たいとう、区公式ホームページ、SNS等による周知
令和9年 1月 1日	改正手数料条例施行
1月12日	コンビニ交付実店舗試験
1月13日	税証明書・戸籍証明書コンビニ交付開始
令和9年 1月~12月	コンビニ交付手数料の減額（期間限定）

第81号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案				現 行			
付 則				付 則			
1 及び2 （略）				1 及び2 （略）			
（多機能端末機による印鑑に関する証明等の交付手数料の額に関する特例措置）				（多機能端末機による印鑑に関する証明等の交付手数料の額に関する特例措置）			
3 <u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u> の間における別表第1の2の項、 <u>4の項、11の項</u> 及び19の項の規定の適用については、 <u>同表の2の項、4の項及び19の項中「150円」とあり、並びに同表の11の項中「300円」とあるのは、「80円」とする。</u>				3 <u>令和8年1月1日から同年5月31日まで</u> の間における別表第1の2の項及び19の項の規定の適用については、 <u>これらの項中「150円」とあるのは、「10円」とする。</u>			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
番号	事務	額	徴収時期	番号	事務	額	徴収時期
(略)				(略)			
4	特別区税に関する証明	1 件につき 300円。 <u>ただし、多機能端末機による場合は、1 件につき150円</u>	交付のとき。	4	特別区税に関する証明	1 件につき 300円	交付のとき。
(略)				(略)			
11	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録でき	1 通につき 450円。 <u>ただし、多機能端末機による戸籍証明書の交付の場合は、1 通につき300円</u>	交付のとき。	11	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録でき	1 通につき 450円	交付のとき。

る<u>物</u>を含む。１２の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。<u>以下この項及び</u>１５の項において同じ。)の交付				る<u>もの</u>を含む。１２の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。１５の項において同じ。)の交付			
(略)				(略)			
１９	住民票、除かれた住民票、戸籍の附票及び除かれた戸籍の附票に関する証明	１件につき３００円。ただし、多機能端末機による住民票 <u>及び戸籍の附票</u> に関する証明の場合は、１件につき１５０円	交付のとき。	１９	住民票、除かれた住民票、戸籍の附票及び除かれた戸籍の附票に関する証明	１件につき３００円。ただし、多機能端末機による住民票に関する証明の場合は、１件につき１５０円	交付のとき。
(略)				(略)			

付 則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。